

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用実施要領

厚生労働省職業安定局

令和3年2月5日

(令和3年3月16日改正)

(令和3年4月1日改正)

第1 概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により離職（離職と同様の状態を含む。）を余儀なくされた者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者について、常用雇用又は常用雇用（短時間労働）へ移行することを目的に、これらの者を一定期間試用雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とするものである。

2. 定義

(1) 常用雇用

期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、1週間の所定労働時間が30時間以上であるものとして雇用されることをいう。

(2) 常用雇用（短時間労働）

期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であるものとして雇用されることをいう。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用

常用雇用へ移行することを目的に、3か月以内の期間を定めて試行的に雇用することをいう。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用

常用雇用（短時間労働）へ移行することを目的に、3か月以内の期間を定めて試行的に雇用することをいう。

(5) 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用及び新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用（以下「新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等」という。）を実施する期間をいう。

(6) 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等労働者

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等により雇用された対象者をいう。

(7) 職業紹介事業者等

職業安定法（昭和22年法律第141号）第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体、第32条の3第1項の有料職業紹介事業者、同法第33条第1項の厚生労働大臣の許可を受け若しくは同法第33条の2、第33条の3その他法令の規定により厚生労働大臣に届出を行い無料の職業紹介事業を行う者又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第34条第1項の国土交通大臣の許可を受け若しくは同法第40条第1項の規定により国土交通大臣に届出を行い無料の船員職業紹介事業を行う者であって、トライアル雇用

助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース及び新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースコース）（以下「助成金」という。）の支給に関し厚生労働省職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事業所の見やすい場所に掲示しているものをいう。

3. 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等の対象者

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用の対象者

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用の対象となる者は、次の(イ)から(ニ)までのいずれにも該当するものであること。

(イ) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）又は職業紹介事業者等（以下「安定所・紹介事業者等」という。）に求職申込をしている者であること。

(ロ) 常用雇用による雇入れを希望している者であって、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用制度を理解した上で、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること。

(ハ) 安定所・紹介事業者等の職業紹介の日（以下「紹介日」という。）において、次のaからdまでのいずれにも該当しない者であること。

a 職業に就いている者（※）

※パート・アルバイト等を含めた一切の就労をしている者を指す。ただし、労働契約上、労働日が明確でない日々雇用労働者、シフト制労働者及び登録型派遣労働者の場合であって、勤務日数・勤務時間が減少したことにより、離職と同様の状態（以下「シフトの減少」という。）にあるとみなすことができる者は除く。

b 自ら事業を営んでいる者又は役員等に就いている者

c 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（1年以上の課程に限る。）（以下「学校」という。）に在籍している者

d 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間中の新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等労働者及び一般トライアルコースにおけるトライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者

(ニ) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」とい

う。) 附則第15条の6第2項に規定する次のaからcまでのいずれにも該当する者であること。

- a 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職(※)を余儀なくされた者であること

※自ら事業を営んでいる者の廃業、役員等についている者の退任、新型コロナウイルス感染症の影響による自己都合による離職及びシフトの減少があるとみなされる場合等を含む。学校在学中のパート・アルバイト等は除く。以下のbにおける「離職」についても同様。

- b 直近の離職(※)の日の翌日から起算した離職期間が紹介日において3か月を超えていること

※ シフトの減少があるとみなす場合、当該シフトの減少が始まった日の翌日から起算したシフトの減少期間が紹介日において3か月を超えていること。また、シフトの減少があった事業所を離職した場合、シフトの減少期間と当該離職後の期間を離職期間として通算できるものとし、この場合の直近の離職の日は、シフトの減少が始まった日とする。

- c 紹介日において、就労(※)の経験のない職業(職業安定法第15条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。)に就くことを希望する者

※ パート・アルバイト等を含め、学校在学中のパート・アルバイト等は除く。

- ロ 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用の対象者

新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用の対象となる者は、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものであること。

(イ) イの(イ)、(ハ)、及び(ニ)のいずれにも該当するものであること。

(ロ) 常用雇用(短時間労働)による雇入れを希望している者であって、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用制度を理解した上で、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等の対象事業主

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等を実施することができる事業主(以下「対象事業主」という。)は、次のイからハまでのいずれにも該当する者であること。

イ 安定所・紹介事業者等から新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等に係る職業紹介を受けるより前に当該安定所・紹介事業者等に新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人を出している者であること。

ロ 助成金の支給を受けるためには、要件があることについて了承している者であること。

ハ 当該新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間に係る労働契

約を締結する者であること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人は、次のイからニまでのいずれにも該当しているものであること。

イ 常用雇用若しくは新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用のいずれによる応募も可能である求人であること、又は常用雇用（短時間労働）若しくは新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用のいずれによる応募も可能である求人であること。

ロ 派遣求人以外の求人であること。

ハ 法令に違反していない求人であること。

ニ 安定所・紹介事業者等において、求人受理に係る条件等について定めた規定等がある場合、当該規定等を満たしている求人であること（求人申込みにあたっては、後記第2の2ロを参照すること）。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等の実施

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用の実施に当たっては、次のイからニまでに留意し行うこと。

イ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間は、原則3か月間とすること。ただし、対象者と対象事業主との合意により、当該期間を1か月間又は2か月間とすることができる。

なお、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等を開始した日、当該開始した日の翌月の応当日又は当該開始した日の翌々月の応当日をそれぞれ起算日とし、起算日からその翌月の応当日の前日までの期間を1か月間とする。

ただし、翌月に応当日がない月は、当該翌月の末日を当該翌月の応当日の前日とする。

（例えば、起算日が1月31日で2月が28日までの年の場合、翌月の応当日の前日は2月28日、翌々月の応当日の前日は3月30日、翌々月の翌月の応当日の前日は4月30日となる。）

また、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間が1か月間の場合であって当該期間が31日に満たない場合に限り、その不足する日数を加えた期間をもって1か月間とする。

（例えば、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等開始日が11月1日であって新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間が1か月間の場合は、11月1日から12月1日までが当該1か月間となる。）

また、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等開始日が11月1日であって新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間が2か月間の場合は、11月1日から12月31日までが当該2か月間となる。）

ロ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用労働者の新型コロナウイ

ルス感染症対応トライアル雇用期間中の1週間の所定労働時間は30時間以上であること、また、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用労働者の新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用期間中の1週間の所定労働時間は20時間以上30時間未満であること。

また、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間中の所定労働時間が、常用雇用又は常用雇用（短時間労働）へ移行した後の所定労働時間と異なる場合については、あらかじめ求人票に明記すること。

ハ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等労働者の新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間中の労働条件は、原則常用雇用又は常用雇用（短時間労働）へ移行した後の条件と同じであること。

ただし、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間中の労働条件が、常用雇用又は常用雇用（短時間労働）へ移行した後の条件と異なる場合については、異なる部分についてあらかじめ求人票に明記すること。

ニ 安定所・紹介事業者等に提出した求人数（採用が決まった者の数は除く。）を超えた新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等は開始できないこと（一般トライアルコースによるトライアル雇用を含めて開始できないこと。）。

第2 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等の実施について

1. 対象者の登録及び職業相談

イ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等制度の説明

安定所・紹介事業者等は、対象者となりうる求職者が常用雇用又は常用雇用（短時間労働）による雇入れに加え新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等による雇入れについても希望する場合は、職業相談等を通じて新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用制度の内容等について説明すること。

ロ 対象者の確認

当該求職者が対象者の要件に該当することの確認は、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等対象者確認票（実施様式第1号）（以下「対象者確認票」という。）及び求職票、履歴書、職務経歴書等のうちいずれか求職者の職歴が確認できる内容が記載されている書類（直近の離職がシフトの減少があるとみなす場合、勤務形態については、雇用契約書等のシフト制、日々雇用又は登録型派遣であることを証明できる書類により確認することとするが、当該書類がない場合はその旨疎明により確認すること。また、勤務日数・勤務時間の減少については、原則、勤務日数・勤務時間が減少する前後の給与明細又は給与が振り込まれたことが証明できる通帳の該当箇所の写し若しくは勤務時間シフト表等により確認することとするが、当該書類がない場合は疎明により確認すること）（以下「対象者確認書類」という。）により行うこと。

また、当該対象者確認票及び対象者確認書類は、当該対象者の求職登録の有効期間中保管しておくこと。

ハ 対象者の確認における留意点

対象者の確認においては、次の(イ)及び(ロ)に特に留意すること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用の対象となる者については、当該求職者が母子家庭の母等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは雇保則別表第2に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養している者。以下同じ。）、父子家庭の父（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者。以下同じ。）又は中国残留邦人等永住帰国者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの。以下同じ。）に該当する場合は、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース。以下「特困コース」という。）の支給要件を満たしていれば、助成金と特困コースとの併用が可能となる（助成金の支給を受けた後、更に特困コースの支給（第2期分）を受けることができる）ことから、当該母子家庭の母等、父子家庭の父又は中国残留邦人等永住帰国者の区分に該当する場合は留意すること。

(ロ) 当該求職者が若年者（トライアル雇用を開始する日に35歳未満の者であること。）又は女性であり、中小建設事業主に紹介する場合は、トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）（以下「建設トライアル」という。）の支給要件を満たしていれば、助成金と建設トライアルの併用が可能となる（助成金の支給を受けた後、更に建設トライアルの支給を受けられることができる。）ことから、建設トライアル制度に疑義がある場合は建設トライアル担当者に確認すること。

ニ 対象者の登録

安定所・紹介事業者等は、職業相談等を通じて当該求職者が対象者の要件を満たした場合は、システムや一覧表等により対象者として整理すること。

2. 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人の受理

イ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等制度及び助成金の説明

安定所・紹介事業者等は、常用雇用又は常用雇用（短時間労働）に係る求人の申込みを行う事業者が新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等につ

いても希望する場合は、事前又は求人受理時に新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等制度の内容、及び助成金の支給を受けるためには一定の要件があることについて説明すること。

なお、助成金の支給を受けるための要件については、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）支給対象事業主要件票（実施様式第2号）を用いて説明すること。

ロ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人の受理

安定所・紹介事業者等は、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人を受理するに当たっては、当該求人が新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人の要件（第1の3(3)）を満たしていることについて確認すること。なお、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用求人については、一般トライアルコースにおけるトライアル雇用求人と同一のものとなるため、別求人として受理することはできないことに留意すること。

なお、求人申込みにあたっては、求人者マイページの求人仮登録機能を利用することにより安定所に来所せずに求人申込み手続きを完了させることが可能であるが、令和2年1月以降において事業所単位で初めて新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人を申し込む場合には、求人者マイページの求人仮登録機能を利用した場合であっても安定所へ来所したうえで手続きを完了させる必要があること。

また、オンラインにより初めて新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人を申し込む場合も、同様に安定所への来所が必要となる。

また、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人に対する職業紹介（以下「新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介」という。）を行った場合の選考に当たっては、書類選考ではなく面接選考を行うよう勧奨すること。

ハ 求人への明示

求人票にトライアル雇用求人であること（新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル求人については、「新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用併用求人」等と明記すること）及び求人受理日を明示すること。

3. 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介

イ 職業紹介における手続き等

安定所・紹介事業者等が職業相談等を通じて対象者の早期就職に資すると判断した場合は、安定所・紹介事業者等から新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介を勧めること。

なお、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介を行うに当たっては、求職者が対象者の要件を満たしていることについて、第2の1のロで作

成した対象者確認票の項目を再度確認すること。

ロ 職業紹介証明書の発行等

職業紹介事業者等が新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介を行った場合は、当該職業紹介事業者等は新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等職業紹介証明書(例示様式第20号)(以下「紹介証明書」という。)を対象事業主に交付し、当該書類の写しを当該紹介に係る採否結果が判明するまで保管しておくこと。

また、職業紹介事業者等の新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介により新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等による採用が決まった場合は、当該職業紹介事業者等は当該新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人票、対象者確認票及び対象者確認書類(以下「対象者確認書類等」という。)を別途対象事業主に交付し、当該対象者確認書類等の写しを新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間が終了した日の翌日から起算して2か月間保管しておくこと。

ハ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介における留意点

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介を行う場合は、対象事業主に対して必ず新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等の紹介であること(新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用であるか新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用であるかの別を含む。)を伝えること。

なお、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用の対象者であって、母子家庭の母等、父子家庭の父又は中国残留邦人等永住帰国者に該当する対象者においては、当該区分に該当する対象者であることを対象事業主に伝えることについて了承した場合は、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用紹介であることに加え、当該区分に該当する対象者であることを伝えること。

また、紹介状等を発行する場合は、必ず新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介であること(新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用であるか新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用であるかの別を含む。)がわかるよう当該紹介状等に明記すること。

ニ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介の数の上限

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等制度の趣旨等を鑑み、各紹介機関において、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介を行った対象者及び一般トライアルコースにおけるトライアル雇用(以下「一般トライアル雇用」という。)の対象となる者のうち選考中の者の数が、求人数(採用(新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等及び一般トライアル雇用以外も含む。))が決まった者の数は除く。)の5倍以上となっている場合には、それ以降は新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介を行わない

こと。

ただし、選考中の者に係る採否が決定し、その結果当該選考中の者の数が当該求人数の5倍未満となった場合には、引き続き新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介を行っても差し支えない。

また、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介を希望する対象者に対して、同時に複数の新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介及び一般トライアル雇用紹介を行わないとともに、当該紹介を行った対象者に対しては、当該紹介について選考中の間は新たな新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介及び一般トライアル雇用紹介は行わないこと。

4. 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等実施計画書についての手続等

イ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等実施計画書に係る説明等

安定所・紹介事業者等は、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等を行う対象事業主に対し、求人受理時、紹介時等に新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等実施計画書（共通様式第1号）（以下「計画書」という。）の作成及び提出について説明すること。

特に、「常用雇用又は常用雇用（短時間労働）に移行するための要件」については、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間終了後に常用雇用又は常用雇用（短時間労働）へ移行する判断材料となることから、対象者と新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等開始前に十分に話し合った上で決定し、当該対象者の同意を得た上で提出することについて説明すること。

なお、当該事業主から求めがあった場合には助言、指導等を行うこと。

ロ 計画書の提出

新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等を行った対象事業主（以下「実施事業主」という。）は、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等の開始日から2週間以内（ただし、提出期間の末日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を提出期間の末日とみなす。）に、次の(イ)から(ハ)までの区分に応じ、それぞれ次に掲げる提出先に計画書、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間に係る雇用契約書又は雇入れ通知書等労働条件が確認できる書類並びに紹介証明書及び対象者確認書類等（(ハ)に該当する場合に限る。）を提出すること。

(イ) 安定所から職業紹介を受け、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等を開始する場合

当該新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等に係る職業紹介を行った安定所（以下「紹介安定所」という。）

(ロ) 地方運輸局から職業紹介を受け、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等を開始する場合

当該新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等に係る職業紹介

を行った地方運輸局（以下「紹介運輸局」という。）

- (ハ) 職業紹介事業者等から職業紹介を受け、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等を開始する場合

当該新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等を実施する雇用保険適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は当該労働局が管轄する安定所にその業務を行わせる場合は当該事業所の所在地を管轄する安定所（以下「管轄労働局等」という。）

ハ 計画書の受理・確認

紹介安定所、紹介運輸局又は管轄労働局等は、実施事業主から計画書が提出された場合は、所要事項が記載されていること、対象者の要件を満たしていること及び計画書の記載内容が適切であることを確認した上で受理すること。

また、母子家庭の母等、父子家庭の父又は中国残留邦人等永住帰国者に該当する対象者としてトライアル雇用紹介をしなかったものの、当該区分に該当する対象者として計画書が提出された場合は、当該区分に該当する対象者として計画書を受理すること。記載内容について不明な点等がある場合は、当該実施事業主に確認し、必要に応じて記載内容の修正を求めること。

なお、職業紹介事業者等が新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等紹介した場合における対象者の要件の確認は、紹介証明書及び対象者確認書類等により行うこと。

また、紹介安定所、紹介運輸局又は管轄労働局等は、当該計画書に受理印及び受理番号を付し、写しを当該実施事業主に交付するとともに、受理した計画書は当該計画書に係る対象者の対象者確認票及び対象者確認書類と合わせて、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間の終了日の属する年度の末日から3年間保管すること。

ニ 計画書の内容変更の取扱い

やむを得ない理由により新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間の延長等計画書の内容変更を行う場合は、実施事業主は対象者の同意を得た上で、内容変更が生じる前に計画書を提出した紹介安定所、紹介運輸局又は管轄労働局等に計画書を再提出すること。

- ホ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等結果報告書兼トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）支給申請書の交付等

紹介安定所、紹介運輸局又は管轄労働局等は、実施事業主に計画書の写しを交付する際、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等結果報告書兼トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）支給申請書（共通様式第2号）（以下「報告書兼支給申請書」という。）を交付すること。

また、当該報告書兼支給申請書を新型コロナウイルス感染症対応トライアル

雇用等期間が終了した日（トライアル雇用労働者が、トライアル雇用期間の途中で離職した場合は当該離職日、常用雇用若しくは常用雇用（短時間労働）へ移行した場合は当該常用雇用移行又は常用雇用（短時間労働）日の前日、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用期間の途中で1週間の所定労働時間が30時間未満に変更された場合若しくは新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用期間の途中で1週間の所定労働時間が20時間未満に変更された場合は当該労働条件の変更が行われた日の前日）の翌日から起算して2か月以内に管轄労働局に提出するよう指示するとともに、必要に応じて、助成金の支給申請方法や添付書類についての説明を行うこと。

5. 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間中の措置

(1) 実施事業主に対する相談等

安定所・紹介事業者等は、実施事業主から求めがあった場合には、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等の実施や常用雇用又は常用雇用（短時間労働）への移行に関する相談等を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等実施状況の確認等

安定所・紹介事業者等は、必要に応じて事業所訪問等を行い、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等が確実に実施されているか確認すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間中の支援等

安定所・紹介事業者等は、実施事業主が新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間中に、研修や訓練など、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等労働者が常用雇用又は常用雇用（短時間労働）へ移行するために必要な措置を積極的に講じるよう勧奨するとともに、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等期間終了前に、対象者が常用雇用又は常用雇用（短時間労働）に移行できるよう当該実施事業主及び新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等労働者に支援等を行うこと。